

Q. 日本人の夫と離婚する予定。離婚後、児童扶養手当はもらえるか。市役所に相談したら、離婚後に相談にくるように言われた。

A. 離婚が成立し、18才未満の子どもを扶養していればひとり親家庭に対する「児童扶養手当」の支給の対象になりますので、住んでいる市区町村役場の福祉の窓口で申請します。

離婚の事実を確認する必要があり、「離婚の記載がある戸籍謄本」、「離婚届受理証明書」や「離婚届記載事項証明書」などで証明できます。

外国籍の方が受給者となる場合、本国（自分の国籍のある国）における離婚の証明書を求められることもあります。どの証明書が必要かあらかじめ居住地の市区町村役場に確認しておくといでしょう。

また、児童扶養手当を受給するためには、子どもを扶養する受給者本人の所得が所得限度額の範囲内であることも必要です。所得には、離婚した夫からの養育費も含まれます。

いずれにしても、離婚が現実となった時に居住地の市区町村役場に相談してください。